

## 市境が複雑に入り組む地域における給水の柔軟な対応について



- 他の水道事業者の配水管からの分水は水道法上の責任が不明確との理由から是正の対象とされている
- 将来の広域連携の可能性を踏まえると、同一の市道に隣接する水道事業者が二重に配水管を敷設することは不合理

### ■現状■

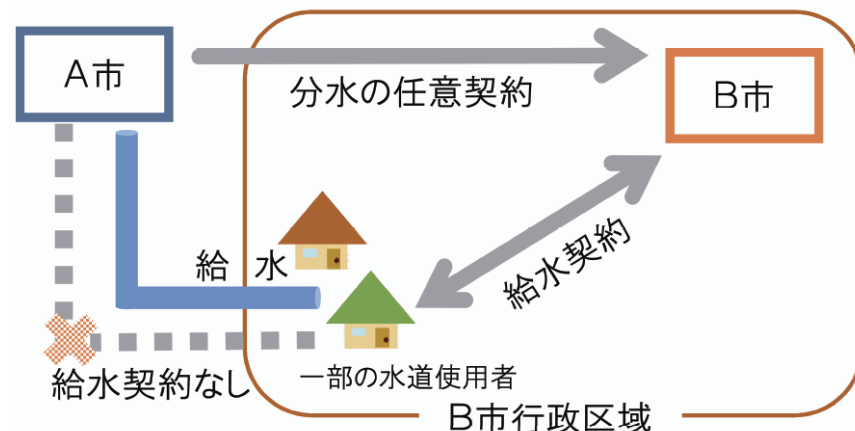
市境の一部が複雑に入り組み、飛び地も存在するような市境域では、敷地に面する道路に住所地の水道事業者の配水管は敷設されていないが、隣接する水道事業者の配水管が敷設されている場合がある

問題!

他の水道事業者の配水管からの分水は水道法上の責任が不明確との理由から是正の対象とされているため、近くに他の事業者の配水管が敷設されているにもかかわらず、新たな配水管を敷設する必要がある

将来の広域連携の可能性を踏まえると、隣接する水道事業者が二重に配水管を敷設することは、事業者にとって無益な費用負担であり、不合理

### ◆近隣の水道事業者による分水のイメージ



市境が複雑に入り組む地域において、給水区域内の配水管から給水管の取り出しをすることが困難な場合は、**給水可能な別の水道事業者の配水管からの分水や給水区域の変更など、簡易な手続きによる対応**ができるよう制度を改めること。